

議案第26号

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地域包括支援センターの職員の配置に係る基準を見直す必要があるので、本案を提出する。

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例（平成27年3月世田谷区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「とする」を「とし、その加えて配置する職員のうち同欄に定める人数から1を減じた人数は同項各号に掲げるいずれかの者又は介護支援専門員でなければならない」に改め、同項の表を次のように改める。

担当する区域における第1号被保険者の数	加えて配置する人数
おおむね3,000人未満	2人
おおむね3,000人以上4,500人未満	2.5人
おおむね4,500人以上6,000人未満	3人
おおむね6,000人以上7,500人未満	3.5人
おおむね7,500人以上9,000人未満	4人
おおむね9,000人以上10,500人未満	4.5人
おおむね10,500人以上12,000人未満	5人
おおむね12,000人以上13,500人未満	5.5人
おおむね13,500人以上	6人
備考 1週間当たりの勤務時間（以下「週勤務時間」という。）が前項に規定する職員の週勤務時間より短い職員については、当該職員の週勤務時間を同項に規定する職員の週勤務時間で除して得た値（その値に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をその人数とみなしてこの表を適用する。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。